

令和6年11月吉日

農家組合の皆様

三芳町役場観光産業課

## 令和7年度 環境保全型農業直接支払交付金について

日頃より町の農業行政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、表題の農林水産省交付金「環境保全型農業直接支払交付金」につきまして、令和7年度に要望を考えている方、また興味のある方は、令和6年12月20日(金)までに観光産業課までご連絡ください。

**本交付金の予算決定から国への要望までの期間が短いため、この時点で皆様に周知させていただきますたくご案内いたします。**

**※なお、下記の内容は令和6年度の概要であり、令和7年度の取り組み内容や交付単価等につきましては、情報が入り次第ご案内いたします。**

### 記

#### 1. 交付金名称

環境保全型農業直接支払交付金

#### 2. 申請主体(対象者)

##### ① 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織(2名以上の農業者で組織すること)

##### ② 一定の条件を満たす農業者であり、市町村が特に認める農業者

例:集落の耕地面積の一定割合以上の農地において対象活動を行う農業者であり市町村が特に認める者

#### 3. 支援対象となる農業者の要件

① 主作物について販売することを目的に生産を行っていること

② みどりのチェックシート(持続可能な農業生産に係る)の取組を行っていること

③ 環境保全型農業の取組を広げる活動(推進活動)に取り組むこと

#### 4. 支援内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援をする。

① 有機農業【そば等雑穀、飼料作物以外】	(交付単価:12,000円/10a)	
② 堆肥の施用	(交付単価: 4,400円/10a)	
③ カバークロップ	(交付単価: 6,000円/10a)	
④ リビングマルチ	(交付単価: 5,400円/10a)	
⑤ 草生栽培	(交付単価: 5,000円/10a)	など

## 5. 農業者団体等が行う申請手続等の流れ

- ① 農業者の組織する団体の設立
- ② 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定
- ③ 交付申請書の提出
- ④ 対象活動、推進活動、みどりのチェックシートの実施
- ⑤ 実施状況報告書等の提出
- ⑥ 実績報告書の提出
- ⑦ 都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金の支給

## 6. 交付額の算出方法

$$\text{交付額} = \text{交付単価(各取組ごと)} \times \text{履行面積(確認後面積)}$$

履行面積とは畦畔や法面を除いた実際に対象活動が行われた面積です。適切な栽培管理が行われなかったと判断された場合等は、当該面積については支援対象となりません。

また支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合、取組面積は延べ面積ではなく、1つの圃場において1取組分の面積となります。2つの取組を組み合わせを行った場合であっても支援対象は1つの取組分となります。

## 7. 留意事項

本交付金の申請にあたり、みどりのチェックシートの化学肥料や化学合成農薬の使用量低減に取組んでいただくことはもちろんのこと、まず対象活動をする農業者が同一市町村内に2名以上いるか、また対象農業者が取組む活動面積が集落においてどれぐらいあるかなど細かな要件を確認させていただく必要があります。

このように事業内容が複雑な交付金ではありますが、令和6年度中に、来年度(令和7年度)申請を検討している農業者さんと調整を図りたいと考えておりますので、ご興味のある方は役場までお気軽にご相談ください。

以上

## 問い合わせ先

三芳町観光産業課・農業振興担当 TEL:049-258-0019(内線212)